

新

1～12 省略

13 不在者投票特別経費

(1) 経費の負担

不在者投票の事務に要する経費（以下「事務経費」という。）及び外部立会人を投票に立ち合わせるために要する経費（以下「外部立会人経費」という。）については、その選挙を管理する国又は地方公共団体が負担することとなっています（地方選挙の場合、その選挙を管理する地方公共団体によって取扱いが異なる場合があります。）。

ア 事務経費は、不在者投票を請求した選挙人1人について何円と定められています。

なお、国政選挙、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の場合は 1,050円 です（法 263、264、基準法 13 の 2）。

イ 外部立会人経費は、北海道知事及び北海道議会議員の選挙と同時に都府県又は市区町村の選挙に係る不在者投票を行った場合は、投票者数により按分の上、北海道知事、都府県知事、市区町村長へそれぞれ請求することとなります。北海道知事への請求額は、実際に支給した謝金（報酬）及び旅費（費用弁償）の額に限られ、その上限額は、謝金と旅費を合わせて、次のとおりです。

(ア) 1日の従事時間が7時間を超える場合

10,900円

(イ) 1日の従事時間が7時間以下の場合

従事時間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間
上限額(円)	<u>1,282</u>	<u>2,565</u>	<u>3,847</u>	<u>5,129</u>	<u>6,412</u>	<u>7,694</u>	<u>8,976</u>

・1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げます。

なお、外部立会人に対する実際の支払額がこの上限額を下回る場合は、実際の支払額が、北海道知事への請求額となりますが、この上限額を超えて謝金及び旅費を外部立会人に支払うことを妨げるものではありません。指定施設の所在市区町村における臨時職員等の賃金、旅費支給条例等を参考とした上で、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額となるようにしてください。

また、市区町村の選挙管理委員会が選定していない者を立会人として選任した場合、その者を立ち合わせるのに要した経費は、外部立会人経費の対象となりませんので、注意してください。

(2) 省略

旧

1～12 省略

13 不在者投票特別経費

(1) 経費の負担

不在者投票の事務に要する経費（以下「事務経費」という。）及び外部立会人を投票に立ち合わせるために要する経費（以下「外部立会人経費」という。）については、その選挙を管理する国又は地方公共団体が負担することとなっています（地方選挙の場合、その選挙を管理する地方公共団体によって取扱いが異なる場合があります。）。

ア 事務経費は、不在者投票を請求した選挙人1人について何円と定められています。

なお、国政選挙、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の場合は 753円 です（法 263、264、基準法 13 の 2）。

イ 外部立会人経費は、北海道知事及び北海道議会議員の選挙と同時に都府県又は市区町村の選挙に係る不在者投票を行った場合は、投票者数により按分の上、北海道知事、都府県知事、市区町村長へそれぞれ請求することとなります。北海道知事への請求額は、実際に支給した謝金（報酬）及び旅費（費用弁償）の額に限られ、その上限額は、謝金と旅費を合わせて、次のとおりです。

(ア) 1日の従事時間が7時間を超える場合

10,700円

(イ) 1日の従事時間が7時間以下の場合

従事時間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間
上限額(円)	<u>1,259</u>	<u>2,518</u>	<u>3,776</u>	<u>5,035</u>	<u>6,294</u>	<u>7,553</u>	<u>8,812</u>

・1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げます。

なお、外部立会人に対する実際の支払額がこの上限額を下回る場合は、実際の支払額が、北海道知事への請求額となりますが、この上限額を超えて謝金及び旅費を外部立会人に支払うことを妨げるものではありません。指定施設の所在市区町村における臨時職員等の賃金、旅費支給条例等を参考とした上で、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額となるようにしてください。

また、市区町村の選挙管理委員会が選定していない者を立会人として選任した場合、その者を立ち合わせるのに要した経費は、外部立会人経費の対象となりませんので、注意してください。

(2) 省略